

静岡県告示第166号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和3年3月9日

静岡県知事 川勝平太

舞阪加入区（舞阪区域の中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分）

1 届出年月日

令和3年2月24日

2 発起人の住所及び氏名

浜松市西区舞阪町舞阪4058-1

内山 希人

浜松市西区舞阪町舞阪1642

西山 忠良

3 区域

舞阪区域

4 区分

中型しらす船びき網漁業、小型かつお一本釣漁業及びその他の小型漁業区分